

# 設立趣意書

国は、私立学校の健全な発達を図ることを目的として、昭和24年私立学校法を制定し、爾来、各種の振興策を講じてきた。

そのうち、教育基本法第6条第2項の趣旨に基づき、私立学校の教職員のために、国家公務員共済組合法に準ずる私立学校教職員共済組合法（昭和28年）が制定された。これによって、私立学校教職員の福利厚生制度の一環としての年金制度は、国公立学校教職員とほぼ均衡を得るものとなったが、いま一つの退職手当制度については、国家公務員退職手当法（昭和28年）に準ずる施策が講ぜられず、個々の私立学校に委ねられた。

そこで、私立の幼・小・中・高校等は、所轄庁たる各都道府県の理解と協力を得て、退職金財（社）団を設立し、地方交付税措置による国の助成を受け、退職手当金給付がほぼ公立学校教職員と均衡を得られるものとなった。

ところが、私立の大学、短期大学、高等専門学校については、臨時私立学校振興方策調査会答申（昭和42年）、私立大学等関係5団体の私立大学等教職員退職手当制度創設に関する要望（昭和43年）、私立学校振興方策懇談会報告（昭和49年）、全私学連合の私立学校教職員退職手当制度創設に関する要望（昭和51年）、ならびに文部省に設置された私立大学等教職員退職手当制度専門委員会（昭和50年）及び私立学校教職員離職状況等分析研究会（昭和51年）での調査、検討にもかかわらず、いまだに、その実現をみていない。

現在、私立大学等法人は、学校法人会計基準により、毎年の予算に退職金準備金を積立てている。しかし、全私立大学等法人は、個々の大学等法人の内部留保によらず、法律によって、失業給付制度をも含めた退職資金交付制度が早急に創設され、退職金給付の恒常化が図られることを強く望むものである。

今回、私立大学等関係5団体で協議の結果、とりあえず、各大学等法人からの拠出金により、私立大学等に常時勤務する教職員の退職金給付に必要な資金を学校法人に交付し、退職金の最低を保障する制度の確立を図り、教職員の待遇の安定と改善に資することを目的とする財団を設立することとした。

この財団は、相互扶助の精神に則り、私立大学等教職員が国公立大学等教職員と均衡のとれた退職金給付を得られるようにするとともに、教員については、国公立大学等教員と同等な失業時の退職金給付が受けられるようにし、あわせて、私立大学等の振興に必要な各種調査、研究・広報等の事業を行うものである。